

茨城県 障害者施設物価高騰対策支援金

エネルギー価格の高騰により増大する施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している障害福祉サービス事業者等に対して支援します！

【申請期間】

令和5年2月8日（水）～令和5年2月28日（火）

【支給額】 ※1事業所につき1回限り

入所施設	定員1人当たり	9,000円
障害者通所事業所	1施設当たり	60,000円
障害児通所事業所	1施設当たり	30,000円
訪問事業所	1施設当たり	30,000円

【申請方法】

- (1) インターネットによる電子申請
以下の県ホームページから申請してください。

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01_jigyoushomuke/08_osirase.html



- (2) インターネットで申請できない場合のみ、郵送により申請いただけます。
郵送の場合、**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、申請書と添付書類を送付してください（当日消印有効）。

【送付先】〒310-8555 水戸市笠原町978番6
茨城県福祉施設等物価高騰対策支援金審査デスク 宛

【支給要件】

- 茨城県内に所在する『茨城県障害者施設等物価高騰対策支援金交付要綱：別表（第3関係）』に掲げる事業所・施設であること。
- 令和4年10月1日時点で指定等を受けている事業所・施設であり、申請日時点で休止・廃止していないこと。
- 本支援金の交付を受けた後も当該事業所・施設の運営を継続すること。（する意思があること。）

【支給要件の特例】

以下に掲げる事業所・施設は、本事業の対象としない。

- 『茨城県介護施設等施設物価高騰対策支援金』を申請する事業所。
- 国・地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所・施設（指定管理を含む。）。



【申請に関する注意事項】

- 申請する際は、「茨城県障害者施設等物価高騰対策支援金交付要綱」を必ずご確認ください。
- 審査過程において、職員による事情聴取、立入検査等を行うことがあります。
- 不正受給は犯罪です。悪質な場合は、申請者名を公表するとともに、告訴等の対応をさせていただきます。
- 虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。
※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

【お問い合わせ先】

茨城県福祉施設等物価高騰対策支援金 相談窓口
電話：029-301-3095（平日9時～17時）
※令和5年2月6日（月）から相談窓口を開設します。
それまでは問い合わせはご遠慮ください。

